

家畜衛生だより

From 中央家保 牛用



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

BSE検査対象となる死亡牛について

本年8月、県内でBSE検査対象死亡牛が検査を受けないまま化製処理される事例が発生しました。

今一度検査対象になる牛の条件を確認し、検査漏れがないようお願いいたします。

	0カ月齢	48カ月齢	96カ月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛			検査対象
BSE特定症状牛			

乳熱、ダウンー症候群などで起立不能だった場合も含まれます！

- ・牛が起立不能や特定症状を示して死亡した場合は診療獣医師に検査対象であるか必ず確認し、検査対象である場合は必ず死亡牛届出書を作成してもらってください。
- ・獣医師が作成した死亡牛届出書は整理票に必ず添付してください。



お問い合わせ・ご連絡は、千葉県中央家畜保健衛生所まで
TEL. 043-250-4141 (夜間・休日転送) FAX. 043-286-0090